

施設基準に関わる院内掲示

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

下記の医療機関に指定されております。

【指定医】

- ・ 保険医療機関指定医
- ・ 労災保険指定医
- ・ 生活保護法指定医
- ・ 難病法指定医療機関
- ・ 指定小児慢性特定疾病医療機関

【施設基準】

下記の施設基準の届出を行っております。

【基本診療料】

・ 医療情報取得加算

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めております。

・ 医療 DX 推進体制整備加算

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- 1.オンライン請求を実施しています。
- 2.電子資格確認(以下、オンライン資格確認)を行う体制を有しています。
- 3.オンライン資格確認等システムの活用により取得した医療情報を、診察室、検査室において、医師等が閲覧及び活用できる体制を有しています。
- 4.マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。

※電子処方箋の発行、電子カルテ共有サービスを活用できる体制については今後導入予定です。

短期滞在手術等基本料 1

当院では日帰りで行われる眼科手術をより安全に行えるよう手術に対する体制を整備し、短期滞在手術等基本料 1 に関する施設基準を取得しています。

【対象手術】

- ・ 水晶体再建術（白内障手術）
- ・ 翼状片手術

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

明細等発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

夜間・早朝等加算

平日の18時以降及び土曜日の正午以降、日曜日に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数 50 点（窓口負担額は1割負担 50 円、2割負担 100 円、3割負担 150 円）

【特掲診療科】

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行っています。

1.初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、本院を初めて受診した方は初診料 291 点を、本院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定いたします。

2.コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。※厚生労働省が定める疾患の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科的検査料で算定する場合があります。

3.コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 谷脇 祥徳：眼科診療経験：2005 年から
眼科診療